

②共通事務処理システムサポート業務

所管課名	情報システム課
委託名称	各システムサポートに係る業務（ホストコンピュータ・府内共通事務・施設予約）
委託先	富士通株式会社 滋賀支店
委託内容	①ホストコンピュータ等システムサポート業務 ②共通事務処理システムサポート業務 ③施設予約システムサポート業務
契約方法	随意契約
当該契約方法とした理由	①ホストコンピュータ等システムサポート業務、②共通事務処理システムサポート業務 当該業者は本市情報システム基盤の構築業者であり、本市の情報システム環境に精通している。また、ホストコンピュータについては当該業者が開発したソフトウェアを利用しており、仕様については公開されておらず、当該業務が行える唯一の業者であるため。 ③施設予約システムサポート業務 本市が導入しているシステムは、当該業者が構築したパッケージシステムであり、パッケージ部分のプログラムのソース等については公開されておらず、当該業務が行える唯一の業者であることから、上記の業者を選定する。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日
平成28年度委託金額（税込）	49,519,080円

【概要】

基幹系業務システムが稼動している市のホストコンピュータ上では、約20年前に当該業者が開発したソフトウェアを利用している。また、サーバ機上で稼動する共通事務処理システムや施設予約システムは、当該業者のパッケージを導入している。これらの基幹系業務システム等に関する各システムサポートに係る業務委託として、年間約5,000万円の委託料が支払われている。

なお、「大津市IT推進プランIV」によれば、市の基幹系業務システムは、運用開始から20年近くが経過しており、度重なる制度改正とニーズの多様化により、システム仕様の複雑化やシステム改修リスクの増大、改修コストの

高止まりが課題となっていることなどから、基幹系業務システムを汎用機からサーバ機での運用に変更し、パッケージシステムを導入して再構築を進めるとともに、番号制度への対応も行い、システム改修リスクの低減や経常的な運用コストの削減、新たな市民ニーズへの対応する計画となっている。

【結果及び意見】

(ア) 誓約書の提出漏れについて（結果）

委託契約書第8条（再委託又は下請けの禁止）に関する記載は以下のとおりである（委託者大津市が甲、受託者富士通株式会社滋賀支店が乙である）。

第8条 乙は、第三者に対し、委託業務の一部又は全部の実施を委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲の承諾を得たときは、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる業務の内容をあらかじめ書面により甲に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定により第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該第三者に、甲に対し、甲の定める様式による誓約書を提出させなければならない。

4 省略

委託業務について、受託者が第三者に委託した場合には、誓約書を提出させなければならないと規定されている。誓約書は市の所定のフォーマットが用意されており、秘密保持や個人情報保護に関する誓約を行う様式となっている。

当該委託業務においては、富士通株式会社滋賀支店から数社に再委託されており、再委託に関する通知文書は書面で残されていた。しかし、誓約書の提出状況について確認したところ、誓約書が提出されていないことが判明した。

市の担当者は誓約書の提出に関する確認を怠っていたようであるが、担当者のみの責任にするのではなく、担当者が失念した場合に気付くようなチェック体制が必要であったと考えられる。

委託契約書に規定された事項について、受託者に遵守させる必要があることは言うまでないことである。当該委託業務について速やかに誓約書を提出させることは勿論のこと、今後、こういった事象を繰り返さないようなチェック体制の構築についても検討すべきである。

(イ) 再委託先の情報セキュリティ対策の確認不足について（意見）

大津市情報セキュリティポリシーでは、外部委託に関して必要に応じて契約書に規定する事項として、「再委託に関する制限事項の遵守」が規定されており、内容は以下のとおりである。

『一般的に、再委託した場合、再委託先のセキュリティレベルは下がることが懸念されるため、再委託は原則禁止することを定める。ただし、例外的に再委託を認める場合には、再委託先の業者における情報セキュリティ対策が十分に取られており、外部委託事業者と同等のセキュリティ水準であることを確認した上で許可するもの。』

当該委託業務については、「（ア）誓約書の提出漏れについて（結果）」に記載したとおり、再委託先からの誓約書すら提出されておらず、再委託先の業者における情報セキュリティ対策が十分に取られており、外部委託事業者と同等のセキュリティ水準であることを確認はなされていなかった。

また、市の所定の誓約書のフォーマットを見ても、情報セキュリティ対策の十分性や、外部委託事業者と同等のセキュリティ水準であるかを確認する様式とはなっていない。

大津市情報セキュリティポリシーにおける「再委託に関する制限事項の遵守」は必要に応じて実施すべき事項という位置付けである。しかしながら、当該委託業務は情報システム課における市の主要なシステムの委託業務であり、外部委託事業者に起因する情報漏えい等のセキュリティ事故を防止する大津市情報セキュリティポリシーの趣旨に鑑みると、厳格に適用し、再委託先における情報セキュリティ対策の十分性や外部委託事業者と同等のセキュリティ水準であるかを確認すべきである。

(ウ) 長期契約継続の適用の検討について（意見）

大津市契約規則第21条の2では、長期継続契約を締結することができる契約が規定されている。

情報システム課では、情報システムの保守・運用業務委託については、契約規則において、長期継続契約を締結することができる契約における、いずれの業務にも該当しないと判断している。そのため、当該委託業務だけではなく、他の情報システムの保守・運用業務委託についても、長期継続契約とせず、単年度契約としていた。

一般的に、情報システムの保守・運用業務委託は長期にわたるものであり、長期継続契約として締結することにより、コスト削減効果や安定的なサービ

スの提供が可能となるものである。契約規則に基づき、情報システムの保守・運用業務委託について長期継続契約として締結することができるかどうかについて再確認されたい。

再確認の結果、長期継続契約として締結することが可能であった場合には、当該委託業務は言うまでもなく、他の情報システムの保守・運用業務委託についても、契約内容について見直し、単年度契約から長期継続契約への変更を検討するべきである。

また、再確認の結果、長期継続契約として締結することができないと判断した場合には、情報システムの保守・運用業務委託を長期継続契約として締結できるように、契約規則自体を見直した上で、当該委託業務だけでなく他の情報システムの保守・運用業務委託についても、長期継続契約への変更を検討するべきである。

(エ) 見積書における工数の確認について（意見）

当該委託業務のうち、施設予約運用支援業務の工数については見積書上、1人月とされているが、それについての検証が不十分である。

当該システムはパッケージであり、障害もほとんど発生していないとのことであり、実績が全く発生していない可能性もある。実績としてどれだけの工数が発生しているかを月例報告資料などから集計した上で、検証するべきである。仮に、実績がほとんど発生していないような場合には、対応件数に応じて支払うなどの契約形態に変更することも検討するべきである。

③ASP型CMSサービスサポート業務

所管課名	情報システム課
委託名称	ASP型CMSサービスサポート業務
委託先	株式会社スマートバリュー クラウドインベーション Division
委託内容	ASP型CMS（ホームページ管理システム）サービスサポート業務 (1) ASP型CMSサービスに関する運用支援 (2) 資源活用に関する指導 (3) 運用面における指導 (4) 障害時における復旧方法等の指導 (5) 月次更新等、システム維持上重要な操作方法の指導及び教育（講師派遣による操作研修を含む）
契約方法	随意契約
当該契約方法とした理由	本市が運用しているホームページについては当該業者が提供するASP型のシステムをサービス利用契約により使用しているものであり、開発元である同社がその仕様に精通している唯一の業者であることから、当該業務の円滑かつ適正な実施を図るため。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日
平成28年度委託金額（税込）	6,696,000円

【概要】

市では、平成26年度にホームページのリニューアルを行っており、当該業務については、公募により株式会社スマートバリューが選定されている。市のホームページについては、同社が提供するASP型のシステムをサービス利用契約により使用しているものである。開発元である同社がその仕様に精通している唯一の業者であることから、同社に、ASP型CMSサービスに関する運用支援、資源活用に関する指導、運用面における指導、障害時における復旧方法等の指導、月次更新等システム維持上重要な操作方法の指導及び教育などのサポート業務を委託している。

【結果及び意見】

(ア) ライフサイクルコストを意識した調達について（意見）

平成26年にホームページをリニューアルした際に、公募で選ばれた業者に、その後もサポート業務を委託している。ホームページ作成に使用されているASP型CMSサービス（システム）については、同業者しか仕様を知らないため、そのこと自体は止むを得ない。ただし、平成26年にホームページをリニューアルした際には、リニューアル後のサポート業務を含めたコスト、すなわち、ライフサイクルコストを意識した調達が行われていなかつたとの回答を得ている。

一般的に、システムでは、開発した業者に、その後の保守業務を委託せざるを得ないことが多いと考えられるため、システム導入時点において、将来のランニングコストを見越した上での業者選定が必要であった。

当該システムについて、今から過去に遡って対応できないことは勿論であるが、今後もこのようなシステム導入は想定される。今後、システム導入した業者に、その後のサポート業務を委託せざる得ないことがあらかじめ想定されるものについては、ライフサイクルコストを意識した調達が実施できるように、必要な手順を整備した上で周知するべきである。なお、先進自治体では、ライフサイクルコストベース（開発、導入、運用保守、廃棄）での情報システム調達の実施が既に行われており、他の先進自治体の事例を参考にされたい。

(イ) 契約書に沿った報告について（意見）

当該委託業務では、(1) ASP型CMSサービスに関する運用支援、(2)資源活用に関する指導、(3)運用面における指導、(4)障害時における復旧方法等の指導、(5)月次更新等、システム維持上重要な操作方法の指導及び教育（講師派遣による操作研修を含む）の5つの業務を対象としている。

これらの5つの業務の実績を確認するためには、5つの業務に対する個別の実績内容が把握できる形式で報告書が作成されている必要がある。しかし、報告書は、業務日程、業務時間、業務内容が簡潔に記載されているのみである。そのため、業務ごとの対応件数や課題は不明であり、市において分析ができない形式となっている。

それぞれの業務の対応件数や課題等を明記するなど、業務ごとの成果を分析できるようにし、契約内容について適時に見直せる体制を構築すべきである。

(2) 総務部

①平成 28 年度定期健康診断業務

所管課名	人事課職員支援室
委託名称	平成 28 年度定期健康診断業務
委託先	滋賀県市町村職員共済組合
委託内容	滋賀県市町村職員共済組合（以下「共済組合」という）が定める平成 28 年度健康診断実施要領に基づく、定期健康診断、特定業務従事者健康診断並びに特殊健康診断（以下「定期健康診断等」という。）
契約方法	随意契約
当該契約方法とした理由	共済組合に委託することで、同組合の事業でもある成人健康診断と同時実施が可能となり、受診が 1 回で対応できるとともに健診結果データの取りまとめにより、事後フォローも迅速かつ的確に行えるため。
随意契約の場合 は根拠条文	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約期間	平成 28 年 5 月 2 日～平成 29 年 3 月 31 日
平成 28 年度委託 金額（税込）	34,975,800 円 (単価見積もりによる契約のため、各診断費用に受診した人数を乗じた金額の総額)

【概要】

市は、法律（労働安全衛生法第66条第1項）で定められている事業主（市）が行わなければならない定期健康診断等の実施を委託している。

市の正規職員、臨時職員、嘱託職員並びに出向者、計約5,000人を対象に定期健康診断等を行うが、共済組合に委託することにより、市が指定した市の施設内で、定期健康診断等を行うことができ、市職員等は病院などの医療機関へ出向かず、市の施設内で健康診断を受診することができる。

また、共済組合は組合事業の成人健康診断の結果、特定保健指導の対象者に対して保健指導を行っている。

市が当該業務の委託先として共済組合を選定している理由として、市と共済組合の関係性も影響している。市と共済組合の健康診断における関係については、以下の背景が考えられる。

- ・ 共済組合は組合事業として35歳以上の共済組合員を対象に成人健康診断を実施する必要がある。
- ・ 市の正規職員は全て共済組合員であり、成人健康診断の費用は全て共済組合の負担である。
- ・ 市が行う定期健康診断等と共済組合が行う成人健康診断が毎年あり、職員である受診者は二つの健診を受ける必要がある。

市は上記の背景を考慮し、二つの受診を1度の受診機会で済ませることによる効率性と職員の負担軽減を優先し、これら二つの健康診断を同時に見える委託事業者として共済組合を選定している。

ただし、実際の健診業務は共済組合から委託を受けた一般財団法人近畿健康管理センター（以下「KKC」という。）が、市の施設内に健康診断機材を持ち込み行っている。

【結果及び意見】

(ア) 隨意契約について（意見）

当該業務に対して委託金額が多額であるにも関わらず、入札か随意契約かの検討がなされていない。理由としては、共済組合は滋賀県内の市町職員の健康診断を受託している現状から、又は上記で述べた市と共済組合の関係性から、「健康診断は共済組合へ委託する」ということが、既定路線となっていることが考えられる。

市契約規則では、随意契約の場合にはなるべく2人以上の者に見積書を提出させることになっているが、市は共済組合以外からの見積書は取っておらず、委託契約金額の単価も共済組合から提示された金額どおりであり、見積単価の妥当性を検証していない点は疑問に感じる。

滋賀県内における各市町と共済組合の関係から、他の市町とは別に、市が共済組合以外へ健康診断業務を委託させることは、現実困難である事情は理解できるが、例えば大津市民病院など健康診断を行える機関は市内にもあり、他の事業者への委託や、実際に診断業務を行っているKKCへの直接委託も検討すべきであり、他の事業者の健康診断単価表や見積書を取り寄せ、定期的に単価の妥当性も検証すべきである。

また、当該委託業務は特命随意契約となっており、その選定根拠が地方自治法施行令第167条の2第1項各号における随意契約とする理由に該当するか否かの検討をされているものの、結果的に長期の継続契約となっていることから、経費削減への取組について一考願いたい。

②平成 28 年度行政付加健康診断業務

所管課名	人事課職員支援室
委託名称	平成 28 年度行政付加健康診断業務
委託先	一般社団法人近畿健康管理センター
委託内容	市の業務に付随して健康障害を引き起こす可能性のあるものに対する予防措置やがんの早期発見を目的として定期的に行う健康診断
契約方法	随意契約
当該契約方法とした理由	一般財団法人近畿健康管理センター（以下「KKC」という。）は、滋賀県市町村職員共済組合（以下「共済組合」という。）が実施する成人健康診断及び乳がん、子宮頸がん検診等の受託者である。市が共済組合に委託して行う定期健康診断も共済組合から再委託されている KKC が実質行っており、KKC へ行政付加健康診断業務を委託することで、健康診断との同時受診が可能であるとともに、健康診断結果データの取りまとめによって、事後フォローも迅速かつ的確に行えるため。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約期間	平成 28 年 5 月 2 日～平成 29 年 3 月 31 日
平成 28 年度委託金額（税込）	4,182,808 円 (単価見積もりによる契約のため、各診断費用に受診した人数を乗じた金額の総額)

【概要】

市は、市が特殊業務等に従事する職員に対して独自に行っている健康診断の実施を KKC へ委託している。具体的には、市は、感染症予防対策、C型肝炎予防対策、B型肝炎予防対策、動物取扱業務感染予防対策については、市民病院の全職員、ケアセンター看護職員・介護支援職員、保健所の職員並びに消防局の隊員等を対象に健康診断を行い、乳がん検診、子宮頸がん検診並びに貧血検診については、公立学校共済組合加入の女性職員を対象に実施している。

市は、行政付加健康診断を定期健康診断と同時期に行うため、定期健康診断の委託先である共済組合が再委託している KKC が、その実施作業者であ

る状況を踏まえ、効率性や職員の負担軽減も考慮し、行政付加健康診断をK K Cへ委託している。

【結果及び意見】

(ア) 隨意契約について（意見）

市契約規則（第18条の3）では、随意契約の場合にはなるべく2人以上の者に見積書を提出させることになっているが、市はK K C以外からの見積書は取っておらず、委託契約金額の単価もK K Cから提示された金額どおりであり、見積単価の妥当性を検証していない点は疑問に感じる。

市が行う定期健康診断と共済組合が行う成人健康診断が同時に行われている状況から、市がK K C以外へ行政付加健康診断業務を委託させることは、現実困難である事情は理解できるが、当該業務の内容は特殊な技術を要するとは言えず、例えば大津市民病院など健康診断を行える機関は市内にもあり、他の事業者も検討すべきである。

また、当該委託業務は特命随意契約となっており、その選定根拠が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号における随意契約とする理由の具体例の「特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合」に該当するか否かの検討がされているものの、結果的に長期の継続契約となっていることから、経費削減への取り組みについて一考願いたい。

③固定資産（土地）評価支援業務

所管課名	資産税課
委託名称	固定資産（土地）評価支援業務
委託先	朝日航洋株式会社 滋賀支店
委託内容	土地評価替調査業務（土地評価替調査業務、土地評価時点修正業務、地籍図修正業務、固定資産業務支援システム導入業務、航空写真インストール業務、住宅地図データインストール業務、土地評価に関する各種支援業務等）
契約方法	一般競争入札
当該契約方法とした理由	契約の透明性の確保及び公平性を担保するため、一般競争入札の方法による。
随意契約の場合 は根拠条文	-
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 28 年度委託 金額（税込）	33,264,000 円 (3年間の委託料合計額 90,720,000 円)

【概要】

（ア）業務を委託する理由

地方税法により、市は総務大臣が定めた固定資産評価基準（固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続）によって、固定資産の価格を決定しなければならないとされており、3年ごとの基準年度に評価しなければならないとされている。この評価替業務の大半を民間業者へ委託する主な理由は以下のとおりである。

- （ⅰ）固定資産（土地）評価支援業務（以下「評価支援業務」という）は地方税法や固定資産評価基準等の詳細化・複雑化に対応するため、また短期間に限られた人員で大量物件を一括評価し、課税しなければならないという状況的な制約から、電子機器を最大に活用することが必要不可欠である。
- （ⅱ）3年に1度の評価替に合わせて評価手順等の見直しを行わなければならず、その作業段階においては民間業者からの業務提案及び大量一括評価を行う上でのシステムサポートが必要不可欠である。

(iii) 事務負担の軽減と作業の効率化及び固定資産評価の適正化を図るため、既に平成25年度から平成27年度の3か年において、評価支援業務を民間業者へ委託している。

固定資産評価の公平かつ適正性を維持する上では、多種な評価方法や複雑な計算が求められ、専門的な知識と高度な技術を持った民間業者の支援が必要であり、また膨大なデータ量を適正に管理できるシステムの導入や運用指導にも民間業者の支援が必要である。このような状況において、大津市以外の多くの市（41市）が、民間業者へ評価支援業務を委託している。

（イ）業務の概要

市は、地方税法に基づき3年ごとの基準年度に土地の評価を行っており、平成30年度評価替えに向けて、市の土地の評価の均衡化・適正化を図るよう、数値情報を利用した固定資産税課税資料の整備を行うための業務を空間情報事業者である朝日航洋株式会社滋賀支店（以下「受託者」という。）に委託している。当該評価支援業務の内容は多岐に渡り、主な業務項目ごとの内容は以下のとおりであり、固定資産（土地）評価支援業務仕様書（以下「仕様書」という）に詳細が記載されている。

項目	業務内容
土地評価替調査業務	<p>3年に一度の固定資産評価額の評価替えを行うために、市内約18,000本の路線価を調査し、新たな価格決定のための資料作成を行う。作業量が多いため、3年間にまたがり業務を行う必要がある。</p> <p>① 要旨 平成30年度の土地評価替えに向けて平成27年度評価替え基本方針を踏まえ、固定資産（土地）の評価の均衡化・適正化を図るよう、数値情報を利用した課税資料の整備を行う。</p> <p>② 計画準備 土地評価システムの各種工程における実施要領の策定及び業務工程を、大津市固定資産評価マニュアルを考慮して事前協議を行い、全体計画を立案する。</p> <p>③ 現評価状況の検証・把握 現評価状況の検証・把握について、大津市の固定資産評価業務における課題、問題点を協議、ヒアリング等により明確にし、その解決に向けて中長期計画を立案する。</p> <p>④ 評価替え業務全般 平成30年度の路線価額を決定すべく、下記各種評価要素を総合勘案する。</p>

項目	業務内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・状況類似地域（区）の決定 ・標準宅地の決定 ・鑑定用標準宅地資料 ・標準宅地調書 ・路線価図 ・路線区分の見直し ・街路条件現地状況 ・価格形成要因データ
土地評価時点修正業務（各年度）	地価変動の実態を地価調査等又は市の提供する時点修正率により的確に把握し、平成26年1月1日（価格調査基準日）から平成28年7月1日までの時点修正における価格変動率を固定資産（土地）評価に反映させるための資料を作成する。また、平成29年1月1日（価格調査基準日）から平成29年7月1日及び平成30年7月1日までの時点修正における価格変動率についても同様の資料を作成する。
路線価等データ作成業務（各年度）	市の路線価等公開資料に基づき、財団法人資産評価システム研究センター仕様のShapeファイル形式データの作成を行う。
土地評価に関する各種支援業務（各年度）	固定資産（土地）の評価及び課税についての相談対応等、総合的な支援を行う。例えば納税者からの審査申出や異議申立等の不服申立への対応や、固定資産税制に関する助言及び立案などが、不動産の専門家集団によって行われる。
土砂災害防止法指定区域データ整備業務（各年度）	土砂災害防止法指定区域である土砂災害特別警戒区域のデータを整備し、固定資産業務支援システム等にて閲覧を行うことができるためのデータを整備する。
地籍図修正業務	異動のあった土地について、土地登記済通知書、又は異動通知書等を基に固定資産データベース（地籍図に基づく地番修正）を修正する。
固定資産業務支援システム導入・更新業務	受託者は平年度における固定資産業務の効率化を目的とし、現在、市が保有している固定資産業務支援システムを更新又は導入する。
航空写真及び住宅地図データインストール業務	航空写真及び住宅地図データに一定の加工を施し、固定資産業務支援システムにデータインストールを行う。

(ウ) 入札について

市は評価支援業務の委託について、発注における業者選定の理由の明確化や透明性を確保するとともに競争性を推進するために平成28年度より一般競争入札を行うことを決定した。競争入札の主な内容は以下のとおりである。

(i) 公告

地方自治法施行令第167条の6 第1項及び大津市契約規則第3条の規定により平成28年2月1日に公告した。

(ii) 予定価格

税抜価格85, 223, 000円（税込価格92, 040, 840円）

(iii) 業務概要

土地評価替調査業務等 詳細については仕様書のとおり

(iv) 参加資格

入札参加の一般的な参加資格の他、過去5年以内に人口30万人以上の方自治体における固定資産税評価業務の実績、JISQ15001（個人情報保護マネジメントシステム）及びISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証の保有並びに空間情報総括監理技術の有資格者を管理技術者または照査技術者として本業務に従事させること

(v) 入札参加申請の受付期間

平成28年2月16日から同月25日まで

(vi) 入札日

平成28年3月18日

受託者とA社の2社の入札があり、受託者が90, 720, 000円（税込）で落札した。予定価格92, 040, 840円に対する落札率は98.56%であった。A社も受託者同様に空間情報業界の大手であり、入札価格は91, 800, 000円（税込）で予定価格に対する割合は99.73%であった。予定価格は、中期財政計画における5か年計画の予算枠92, 915, 360円と既存業者（受託者である朝日航洋株式会社）の参考見積額91, 540, 800円の範囲内で決定された。

(エ) 再委託について

受託者は土地評価替調査業務のうち、路線及び簡易路線街路条件現地調査についてはB社へ、土地評価に関する各種支援業務については、C社へ再委託している。

【結果及び意見】

該当事項なし

(3) 市民部

①大津市市民センター機能等の在り方検討支援業務

所管課名	自治協働課市民センター改革推進室
委託名称	大津市市民センター機能等の在り方検討支援業務
委託先	関電システムソリューションズ株式会社
委託内容	<ul style="list-style-type: none">・市民センター利用実態及び今後の市民センターサービスに関する市民意識調査業務・市民センター各機能の集約に係る調査業務・庁内関係部局との協議に係る作業支援業務
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
当該契約方法とした理由	市民意識調査の実施と分析及び市民センター各機能の再編に係る検討を行うために、同様又は類似の業務実績のある事業者のノウハウと技術を活用するため。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約期間	平成28年4月28日～平成29年3月31日
平成28年度委託金額（税込）	5,400,000円

【概要】

市は支所や公民館などの市民センター機能等の在り方を検討している。その中で、市民センターの利用実態及び今後の市民センターサービスに関する市民意識調査を行い、加えて、現在取り扱っている行政窓口サービスの民間サービス移行についての調査・検討及び証明書発行業務等の委託化についての調査・検討を行い、行政サービスの維持・向上と施設運営・サービス提供の効率化の双方を両立させるため、様々な選択肢・手法を比較検証しながら今後のサービス提供方法の在り方を検討している。この検討にあたり、同様又は類似の業務実績のある事業者のノウハウと技術を活用するため、外部への委託を行っている。

大津市市民センター機能等の在り方検討支援業務は、平成27年度及び平成29年度にも公募型プロポーザル方式による随意契約により、同一の委託業者に委託している。

【結果及び意見】

(ア) 委託契約の方法について（意見）

大津市市民センター機能等の在り方検討支援業務として、平成27年度には市民センター（支所・公民館）の業務調査・整理を委託しており、平成28年度には市民センターに関する市民の意識調査業務を委託している。平成28年度の委託業務は平成27年度の委託業務内容を踏まえたものであることから、平成27年度には応募業者が4社であったのが、平成28年度には平成27年度に選定された委託業者1社となっている。また、平成29年度の公募型プロポーザルにおいても応募業者1社で同社が委託業者となっている。

また、平成28年度の業務委託は、平成27年度に行った業務を踏まえた委託業務であることから、平成28年度の公募型プロポーザルにあたっては、平成27年度の委託契約先である関電システムソリューションズ株式会社から見積書を入手した上で、その見積金額5,425,920円を予定価格とし、同社と5,400,000円により契約を行っている。

これらのことから、平成28、29年度は他の業者からすると参入障壁が高く結果として平成27年度のプロポーザルの結果により、その後3年間の委託業者が決まる結果となっており、長期継続契約による方が平成28、29年度の競争性を保つことができたと考えられる。この点、平成27年度の公募型プロポーザル時には1年間で当該業務が終了予定であったことであるが、大津市市民センター機能等の在り方検討支援業務について計画立てて実施を行うべきであったと考えられる。

②大津市コールセンター運営業務

所管課名	市民相談室
委託名称	大津市コールセンター運営業務
委託先	りらいあコミュニケーションズ株式会社
委託内容	コールセンター運営に必要な業務、要員、情報の管理等
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
当該契約方法とした理由	委託業務の品質向上と価格抑制のため、公募型プロポーザル方式による随意契約とした。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約期間	平成27年7月1日～平成32年6月30日 (1年間ごとの自動更新)
平成28年度委託金額(税込)	51,508,224円

【概要】

電話やFAX、メールによる問合せを一元的に受け付けることにより、より迅速で適切な問合せ対応とスムーズな担当課への引継ぎを実現し、もって市民サービスの向上と職員の負担軽減を図ることを目的とするコールセンターの設置、運営業務を委託している。

コールセンターの設置業務・運営業務をまとめて公募型プロポーザルを実施しているが、設置業務・運営業務は別契約となっている。なお、契約期間を平成27年度は9か月、その後は当事者から更新しない旨の申出がなかったときは、さらに1年間、更新することとする契約となっている。

【結果及び意見】

(ア) 多言語通訳サービスの再委託

委託契約書第1条第2項において、「乙(りらいあコミュニケーションズ株式会社)は甲(市)の指示に従い、かつ、別添仕様書に基づいて委託業務を実施するものとする。」旨が規定されており、「大津市コールセンター運営業務委託仕様書」第2章 運営業務 3 対応言語において、「対応言語は日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語とする。」

なお、日本語以外の5か国語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語）については、多言語通訳サービスを利用する。」旨が規定されている。

この点、委託業者りらいあコミュニケーションズ株式会社（以下、委託業者）は、外国語対応を行う際に自社でのリソースでは不十分であることを理由として、3者通話による多言語通訳サービスを、市の承諾を得た上で、株式会社BeBornに第三者委託している。これは、委託契約書第6条の「乙（りらいあコミュニケーションズ株式会社）は、第三者に対し、委託業務の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又は契約上の地位を承継させてはならない。ただし甲（市）の承諾を得たときは、この限りではない。」という規定に従ったものである。

（i）委託業者と再委託業者の契約の把握について（意見）

委託業者からの「御見積書」には、多言語通訳サービスの再委託金額として税抜月119,463円、年間1,433,556円と記載されているが、市は委託業者と再委託業者株式会社BeBornとの契約形態や契約金額を把握していない。これでは、市が委託業者に支払っている委託料のうち、どれだけが再委託業者株式会社BeBornに支払われ、どれだけが委託業者に留保されているか不明である。また、契約内容によっては、大津市と再委託業者株式会社BeBornが直接契約を締結した方が、委託料の合計金額を安価に抑えることができる可能性もある。

市は、委託業者が委託業務の一部若しくは全部の実施を第三者に委託する場合には、委託業者と再委託業者の契約内容を把握した上で承諾する必要がある。

（ii）多言語通訳サービスの見直しについて（意見）

市が委託業者に支払っている委託料のうち、多言語通訳サービスの再委託金額として支払っている金額は上記のとおり、月119,463円、年間1,433,556円である。一方で、平成27年度から平成28年度の多言語通訳サービスの言語別利用回数は以下のとおりである。

(単位：件)

年度	月	英語	中国語	韓国語	ポルトガル語	スペイン語	合計
平成27年度	7月	0	0	0	1	0	1
	8月	0	0	0	0	0	0
	9月	0	0	0	0	1	1
	10月	1	0	0	0	0	1
	11月	0	0	0	0	1	1
	12月	2	0	0	0	0	2
	1月	0	0	0	0	0	0
	2月	0	0	0	0	0	0
	3月	1	0	0	0	0	1
	小計	4	0	0	1	2	7
	4月	0	0	0	0	0	0
	5月	0	0	0	0	0	0
平成28年度	6月	0	0	0	0	0	0
	7月	0	0	0	0	0	0
	8月	0	0	0	0	0	0
	9月	0	0	0	0	0	0
	10月	2	0	0	0	0	2
	11月	3	0	0	0	0	3
	12月	1	0	0	0	0	1
	1月	0	0	0	0	0	0
	2月	0	0	0	0	0	0
	3月	0	0	0	0	0	0
	小計	6	0	0	0	0	6
	合計	10	0	0	1	2	13

※委託業者からの月次実績報告書「大津市コールセンター月次報告書」から集計

この結果、各年度で多言語通訳サービス利用回数1件当たりの単価を算出すると以下のようになる。

項目	平成27年度	平成28年度	合計
月額委託料（円）Ⓐ	119,463	119,463	119,463
月数（月）Ⓑ	9	12	21
年額委託料（円）Ⓒ=Ⓐ×Ⓑ	1,075,167	1,433,556	2,508,723
利用回数（回）Ⓓ	7	6	13
1件当たり単価（円）Ⓔ=Ⓒ÷Ⓓ	153,595	238,926	192,978

多言語通訳サービスの利用回数が少ないため、結果的に多言語通訳サービス利用回数1件当たりの単価は、いずれの年度も10万円を超えるような高額なものとなっている。

市は委託業務について毎年当該委託契約の必要性を検討する必要があり、再委託業務についてもその範疇である。現在は仕様書に多言語通訳サービスを実施することが明記されているため、委託業者としては当該業務を実施する必要があるが、市は利用回数等を踏まえた上で、多言語通訳サービスの必要性を検討し、必要と認められる場合にも、その利用回数等を踏まえた上で委託料を見直す必要がある。

(イ) 「支出負担行為兼伺書」の決裁日記載漏れについて（結果）

委託契約を締結し、支出行為が必要になれば、「支出負担行為兼伺書」の起案及び決裁を行う必要があるが、平成28年4月1日に起案された当該委託契約に係る「支出負担行為兼伺書」に決裁者の決裁印は認められたが、決裁日の記載がなかった。

「支出負担行為兼伺書」の決裁日は支出行為を行うことを市として意思決定した日付を明示するものであり、かつ、決裁手続が適正に行われたか否かを確認するために必要かつ重要な情報である。

今後は、決裁者による決裁がなされたタイミングで適時に漏れなく決裁日を記載する必要がある。

(4) 福祉子ども部

①平成 28 年度生活困窮者自立支援に伴う業務

所管課名	福祉政策課
委託名称	平成 28 年度生活困窮者自立支援に伴う業務
委託先	社会福祉法人大津市社会福祉協議会
委託内容	生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援業務、就労準備支援業務、子どもの学習支援業務の年間委託を行うものである。
契約方法	随意契約
当該契約方法とした理由	<p>大津市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とした公益性の高い法人であり、事業の推進にあたり、行政、福祉関係団体や、学区社会福祉協議会、民生委員児童委員など地域に根ざした団体とも密接に連携しているため、生活困窮者を早期に把握、発見し、支援につなげるネットワークやアウトリーチが可能な基盤を有している。</p> <p>また、生活福祉資金等貸付事業の相談窓口など、これまでからも生活困窮者に対して支援を行ってきた実績もあり、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する専門職も多く在籍しているため、複合的で多様な課題に対しての包括的な支援を行うことや、生活困窮者が地域に参加できる場づくりなど地域のネットワークを活かした社会資源を開発していくことが可能な唯一の法人であるため。</p>
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
平成 28 年度委託金額（税込）	38,524,000 円

【概要】

当該委託は、平成25年施行の生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第4条第1項に基づき、同法第2条第1項に規定する生活困窮者に対して生活保護の一歩手前にセーフティネットを設けることなどをその趣旨として、必須事業として自立相談支援事業、任意事業として就労準備支援事業と子どもの学習支援事業を平成27年度から実施している。

それぞれの事業の概要は以下のとおりである。

(ア) 自立相談支援事業

自立相談支援事業は、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、生活困窮者に対する認定生活困窮者就労訓練事業の利用のあっせん等様々な支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的としている。

(イ) 就労準備支援事業

就労準備支援事業は、生活困窮者のうち就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れてい、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施することを目的としている。

(ウ) 学習支援事業

学習支援事業は、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を推進することを目的としている。

【結果及び意見】

(ア) 隨意契約先の検討について（意見）

市は随意契約理由として、現在の委託先である大津市社会福祉協議会が事業目的を全うできる唯一の法人であるとし、その根拠条文として地方自治法施行令167条の2第1項第2号を挙げている。

また、唯一の法人と判断した根拠として、必須事業である「自立相談支援事業」について、その事業目的が「包括的な支援」「個別的な支援」「早期的な支援」「継続的な支援」「分権的・創造的な支援」の実践がうたわれており、複合的な対応の必要性があったが、そのような複合的、包括的な対応が可能であるのは、大津市社会福祉協議会しかないと判断したことあげている。

確かに大津市社会福祉協議会は行政、福祉関係団体、民生委員児童委員など地域に根ざした団体とも密接に連携しているため、生活困窮者を早期に把握、発見し、支援につなげるネットワークやアウトリーチの基盤を有してい

る団体であるかもしれないが、事業目的を全うできる事業体はほかにないのか、また必須事業以外の就労準備支援事業、学習支援事業についても事業ごとに発注することで目的に適した事業体が他に見付けることが出来ないのかなどの随意契約を締結する上での検討が不十分であると考えられる。

唯一の事業者であると判断するのであれば、たとえば公募型のプロポーザル方式にて広く参加者を募ることでより事業目的に適した事業体を探すなど様々な角度から検討した上で唯一と判断すべきである。

(イ) 再委託に関する承諾について（結果）

市は当該業務の委託契約書第6条において「乙（社会福祉協議会）は、第三者に対し、委託業務の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を承継させてはならない。ただし、甲（大津市）の承諾を得たときは、この限りではない。」と規定している。

ここで大津市社会福祉協議会がその事業の一部を再委託するにあたり、市は事前に承諾はしているが、口頭で行われるのみで文書としては残されていない。

契約書上、原則として再委託を認めないことになっており、例外的に大津市が承諾した場合に限って認められている。事実、市も再委託を認める場合には口頭ではなく文書を取り交わすこととしているため、口頭による再委託の承諾は認められない。

なお、監査対象年度ではない平成29年度において、当該再委託業務は再委託ではなく市との直接契約となっている。

(ウ) 再委託先への個人情報保護について（結果）

上記（イ）で記載したように就労準備支援事業において、委託先である大津市社会福祉協議会はその事業の一部を再委託しており、市もその再委託について承諾している。

ここで市は、通常、業務を委託するにあたり、個人情報の取扱いが必要な場合には、個人情報の保護を徹底しており、就労準備支援事業においても委託先である社会福祉協議会との業務委託契約において、別記として「個人情報取扱特記事項」を取り交わしている。

また、委託先が再委託を行う場合であっても、個人情報の取扱いに対しては市が委託先と取り交わしているものと同程度の水準が求められる。

しかし、当該委託業務では、委託先と再委託先との契約において、「個人情報取扱特記事項」は取り交わされてはいなかった。

市には大量の個人情報が集まり、また個人情報の流出による市民の影響は計り知れないことから、個人情報の保護、徹底は市の最優先事項である。

したがって、市は再委託を承諾するにあたり、再委託先に対しても個人情報の保護が徹底されているかどうかを確認すべきである。

②平成 28 年度年度大津市立志賀南幼稚園通園バス運行管理業務

所管課名	幼児政策課
委託名称	平成 28 年度年度大津市立志賀南幼稚園通園バス運行管理業務
委託先	江若交通株式会社
委託内容	志賀南幼稚園園児の通園に係る送迎及びバスの管理等
契約方法	一般競争入札
当該契約方法とした理由	—
随意契約の場合は根拠条文	—
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 (1 年間ごとの自動更新)
平成 28 年度委託金額 (税込)	12,396,240 円

【概要】

市は、幼稚園の通園用のバス 2 台について、園児の送迎を行うにあたり、一般競争入札によって契約した江若交通株式会社に以下の業務を委託している。

- ・ 管理車両の運行及び乗車する園児の介助
- ・ 管理車両の整備及び法定点検とこれに係る修理
- ・ 燃料、オイル等の購入と給油
- ・ 消耗品の管理と購入
- ・ 備品の管理と購入
- ・ 車検、自賠責等事務手続の代行
- ・ 事故処理に関すること
- ・ 自動車保険に関すること
- ・ その他スクールバスの運行に関すること

【結果及び意見】

(ア) 公告期間について（意見）

当該委託業務は、市が保有する幼稚園の通園バスに係る運行管理業務であり、業務内容を考えると極めて特殊というものでもなく、一般のバス運行会社又はそれに類する企業であれば行い得る業務である。

市は平成23年度までは当該業務を委託先である江若交通株式会社に対して随意契約にて委託していたが、平成24年度より一般競争入札に切り替え、これまで同社と自動更新による3年間の契約を平成24年4月1日から平成27年3月31日、及び平成27年4月1日から平成30年3月31日の計2回締結している。

ここで当該委託業務に係る入札に際し、入札公告等を開始してから入札資格申請提出期限までの期間が10日間と、市の契約規則の第3条に規定されている最低限の期間しか設定しておらず、それまで随意契約としていたものを一般競争入札に切り替えるという転換点にしては公告の期間が不十分であるし、また2度目の入札も3年ぶりの入札になるにも関わらず、同様に公告期間が10日間と短かった。実際、当該一般競争入札の応札者数は1者のみであった。

契約規則に定められている期間はあくまで最低限の期間であり、かくあるべしというものではない。そのため、受注機会を均等にし、競争性を高めることで経済性を最も確保するという一般競争入札の長所を最大限発揮するためにも、状況に応じて公告期間を適切な期間に延ばすなど、応札者数が増加する努力をすべきである。

また当該委託業務が今後も3年ごとの入札となるようであれば、毎年継続して入札が行われる業務と異なり、応札者が3年に一度の公告を認識する可能性が低いことも考えられるため上記と同様、公告期間の柔軟な対応が必要である。

③平成 28 年度大津市心身障害者訪問入浴サービス等

所管課名	障害福祉課
委託名称	平成 28 年度大津市心身障害者訪問入浴サービス等事業
委託先	有限会社あつたか介護サービス湯ず
委託内容	在宅で生活する特に重度の障害者宅を浴槽付きの車両で訪問し、居宅で入浴を実施する業務の委託
契約方法	随意契約
当該契約方法とした理由	厚生労働省が定める在宅入浴サービスガイドラインの内容を満たし、健康管理面、安全面及び障害者の特質に対する配慮等の点で優れているため。また、入浴介助において専門性を發揮している実績があり、誠実な対応が認められるため。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
平成 28 年度委託金額（税込）	22,168,500 円

【概要】

心身障害者訪問入浴サービスは、浴槽付きの車両により、心身障害者の居宅を訪問し、居宅にて入浴を実施する業務である。

その対象としては、市内に住所を有する 65 歳未満の者のうち居宅において入浴することが困難で、かつ、特殊浴槽を有する病院、診療所、介護保険サービス事業所または障害福祉サービス事業所への移送が困難な重度の心身障害者であって、入浴が可能であると医師が認めた者であり、かつ感染症の患者ではない者と大津市心身障害者訪問入浴サービス等事業実施要領にて規定されている。

その業務内容から、厚労省の定めた在宅入浴サービスのガイドラインを満たす業者しか対応できず、必然的に介護保険の選定業者となっている 5 社と随意契約を締結しており、そのうちの一つが委託先業者である。

【結果及び意見】

該当事項なし

④送迎バス運行管理業務

所管課名	やまびこ総合支援センター
委託名称	送迎バス運行管理業務
委託先	京阪バス株式会社
委託内容	バスによる通所者（児）の送迎及び車両管理
契約方法	随意契約
当該契約方法とした理由	車両の運行、整備等を一体的に行うことの出来る事業者であり、障害者への対応も優良であるため
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日
平成28年度委託金額（税込）	33,396,595円

【概要】

市は、車いすを載せることが出来るリフト付きの送迎バスをやまびこ総合支援センターにて7台保有（うちリース5台）しており、やまびこ総合支援センターに通所する児童（保護者含む）及び障害者の送迎を行うにあたって、その運行管理、整備管理、その他車両故障時の代替バス対応を京阪バス株式会社に委託している。

具体的な委託内容としては、以下のとおりである。

- ・ 車両の運行計画の調整
 - ・ 車両の運転及びこれに付帯する業務（※）
- （※）付帯する業務とは、乗降・運転中の安全確認、運行報告、日誌・月報の記録等を含む
- ・ 車両の点検整備（法定点検・車検整備・日常点検を含む）、修理
 - ・ 車両の保管
 - ・ 事故の際の処理に関する事（任意保険加入を含む）

【結果及び意見】

該当事項なし

(5) 健康保険部

①介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部の業務

所管課名	長寿政策課
委託名称	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部（介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントによる支援により利用者ごとに作成される計画等の作成）の業務
委託先	居宅介護支援事業所（159事業所）
委託内容	介護予防サービス計画の作成、サービス利用票及びサービス利用票別表の作成、介護予防サービス実施状況の把握、介護予防サービスの目標の達成状況の評価、その他介護予防支援に係る必要な便宜の供与
契約方法	特名随意契約
当該契約方法とした理由	あんしん長寿相談所のみでは、介護予防サービス計画等の作成業務を全て実施できないため、居宅介護支援事業所の指定を受け、介護予防支援業務の受託が可能な介護事業所を選定する。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日
平成28年度委託金額（税込）	122,795,100円

【概要】

介護予防サービス計画等の作成業務は介護保険法に基づき指定介護予防支援事業者である市の地域包括支援センター（あんしん長寿相談所（市内8箇所））が行うが、全ての業務を実施することができないため、介護保険法第115条の23第3項の規定に基づき、居宅介護支援事業所の指定を受け、介護予防支援事業の受託が可能な介護事業所に業務を委託している。

委託単価は介護保険制度に基づく介護保険単位数及び単価により設定されており、全事業所共通の委託単価となっている。

委託料種別	委託単価
介護予防サービス・支援計画等の作成	1件1月当たり 4,500円
新規に介護予防サービス・支援計画等を作成した場合の加算	1件当たり 3,100円

委託料種別	委託単価
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所と連携した場合の加算	1件当たり 3,100円

【結果及び意見】

該当事項なし

(6) 産業観光部

①百人一首かるたコンテンツを活用した観光誘客推進業務

所管課名	観光振興課
委託名称	百人一首かるたコンテンツを活用した観光誘客推進業務
委託先	凸版印刷株式会社 情報コミュニケーション事業本部
委託内容	<p>(1) 広域連携観光誘客業務（大津市・府中市・あわら市）</p> <p>ア 「ちはやふる」ゆかりの地 多言語マップの製作 イ 首都圏「ちはやふる」展の開催 ウ FAMツアーアの実施 エ 発地型「ちはやふる」ゆかりの地プロモーションの実施 オ 事業マネジメント及び事業報告の実施</p> <p>(2) 大津市観光誘客業務（単独事業）</p> <p>ア 「かるたの聖地 大津」を巡る旅行商品の造成及び販売 イ 外国人かるた体験ツアーの実施</p>
契約方法	随意契約（プロポーザル方式）
当該契約方法とした理由	公募型プロポーザル方式による業者の選定を実施した。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約期間	平成28年4月28日～平成29年3月31日
平成28年度委託金額（税込）	33,804,000円

【概要】

本業務は、ロケツーリズムの取り組みとして、百人一首かるたやそれを題材としたコミック「ちはやふる」の活用を基に、①広域連携（大津市・あわら市・府中市）で取り組む観光誘客推進業務、②市単独で取り組む大津市観光誘客推進業務の2業務を対象としている。①では、3市への観光誘客推進、広域連携による観光コンテンツの充実の2項目を目的としている。②では、市への観光誘客推進、市内の着地型周遊の充実（滞在時間の延長と観光消費

額の増額）、市のインバウンド推進施策のうち有効なコンテンツとしての確立、市の「かるたの聖地 大津」としてのブランド力の向上、以上4項目を目的としている。

【結果及び意見】

(ア) 委託業務の実績確認について（意見）

委託内容には、事業マネジメント及び事業報告の実施が含まれている。

委託仕様書では、市が実施する全ての百人一首かるたコンテンツを活用した観光誘客推進事業の方策検討と事業効果検証、報告書とりまとめを行うことを求めている（「百人一首かるたコンテンツを活用した観光誘客推進業務 委託仕様書 2 委託内容 （1）広域連携観光誘客観光業務 大津市・あわら市・府中市 才事業マネジメント及び事業報告の実施」）。また、受託者の企画提案書において、「各事業の目標値を設定し効果を検証。今後の3市広域連携観光事業の検討材料とする。」、「受託後に相談の上、詳細な施策及び「各目標値等を設定致します。」などと記載されている。更に、受託者の見積書においても、事業マネジメント及び事業報告の実施に係る費用として100万円（税抜）が見積もられている。

受託者からの実施報告書は、以下のとおりの構成となっている。

1. 「ちはやふる」ゆかりの地多言語マップの制作
- 2-1. 首都圏「ちはやふる」展の開催 そごう横浜店トークショー
- 2-2. 首都圏「ちはやふる」展の開催 まるごとippon パネル展
3. FAMツアーアの実施
4. 発地型「ちはやふる」ゆかりの地多プロモーション実施
5. 「かるたの聖地 大津」を巡る
6. 外国人かるた体験ツアーの実施

約100ページにわたるものであり、写真なども添付され、実施した事業に関する詳細な報告がなされている。しかし、実績が記載されているのみであり、目標値に対して実績がどうであったかの事業効果検証に関する具体的な記載は見当たらなかった。

委託仕様書において、市が実施する全ての百人一首かるたコンテンツを活用した観光誘客推進事業の方策検討と事業効果検証、報告書とりまとめを行うことを要求しており、事業効果検証などの結果が記載された実施報告書を受託者から受領した上で、市は委託業務の実施内容を確認するべきである。

また、こうした事業効果の検証結果は、今後の観光計画に活かせる重要な資料となりうるものであり、しっかりと目に見える形で残すべきものである。

(7) 環境部

①一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務

所管課名	廃棄物減量推進課
委託名称	一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務
委託先	株式会社大津衛生社
委託内容	市内的一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙ごみの収集運搬業務
契約方法	随意契約
当該契約方法とした理由	同社は、大津市と堅田町の合併以前から旧堅田町の区域において家庭系一般廃棄物の収集運搬の経験を有しており、同区域内の集積所の状況などを熟知している。また、収集運搬に必要な車両等の設備を保有し、多量の廃棄物を種別ごとに効率的に安全に業務を遂行することができるため。
随意契約の場合は根拠条文	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項及び同法施行令第4条
契約期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日
平成28年度委託金額（税込）	405,203,112円

【概要】

市では、一般家庭から排出されている燃やせるごみ、燃やせないごみ、かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙ごみの収集運搬業務を実施している。その業務の効率化、安全性の確保を図るため、大津市と堅田町の合併以前から旧堅田町の区域において家庭系一般廃棄物の収集運搬の経験を有しており、同区域内の集積所の状況などを熟知し、かつ、収集運搬に必要な車両等の設備を保有している株式会社大津衛生社に随意契約で業務を委託している。

【結果及び意見】

(ア) 見積りの妥当性の確認について（結果）

同業務の積算は、所管課において、じん芥収集業務に関する一般ごみ運搬車1台当たりの原価を人件費、福利厚生費、車両関係費、その他の項目別に詳細に計算している。更に委託業者からは、同様の項目に関し見積書を提出させ所管課における原価計算結果と比較して、契約金額の妥当性を判断している。契約段階における上記の手続は、適正に行われているものと考えられる。

PDCAサイクルの観点からは、当該契約時の項目との比較で実績を判断することが重要であると考えられる。しかし、委託業務完了報告書における報告項目は、走行距離、運転日数、車両台数、平均走行距離（日時平均）、平均車両台数（日時平均）とされており、契約時の詳細な検討項目に対する実績が報告されていない。これでは、金額面での妥当性（金額が高いか、低いか）や、次年度の契約単価の考察、または業務効率化等を検討するPDCAサイクルが有効に機能しないこととなる。

したがって、実績報告内容を見積金額に対する実績金額の報告する形式等の検証できる内容に改めることで、金額の妥当性等を判断する手続を追加し、PDCAサイクルを適切に機能させる必要がある。

②一般廃棄物（刈り草・剪定枝等）処理業務

所管課名	廃棄物減量推進課
委託名称	一般廃棄物（刈り草・剪定枝等）処理業務
委託先	株式会社大栄工業
委託内容	刈り草・剪定枝等（水草含む）を堆肥化による再生処理及び収集運搬業務。また、生成した堆肥の一部を大田処分場まで運搬する業務。
契約方法	随意契約
当該契約方法とした理由	当該業務を実施するには、大量の刈り草剪定枝（平成28年度は1200t）及び水草（同300t）を自社の車両により収集運搬し、自社で堆肥化処理ができることと、また、施設の存する市町と廃掃法や条例に基づく協議が整っている必要があるが、同条件を満たす業者が同社以外にないため。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日
平成28年度委託金額（税込）	57,303,185円

【概要】

市では、刈り草・剪定枝等（水草含む）を堆肥化による再生処理及び収集運搬業務、及び生成した堆肥の一部を大田処分場まで運搬する業務を実施している。

同業務については、大量の刈り草剪定枝（平成28年度は1200t）及び水草（同300t）を自社の車両により収集運搬し、自社で堆肥化処理ができることと、また、施設の存する市町と廃掃法や条例に基づく協議が整っている必要があるが、同条件を満たす唯一の業者である株式会社大栄工業に随意契約で業務を委託している。

【結果及び意見】

該当事項なし

③志賀地域し尿収集運搬業務

所管課名	廃棄物減量推進課
委託名称	志賀地域し尿収集運搬業務委託
委託先	株式会社日映志賀
委託内容	志賀地域のし尿収集運搬業務
契約方法	随意契約
当該契約方法とした理由	志賀地域における下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等合理化に関する特別措置法に基づく大津市志賀地域合理化事業計画を策定し、当該業者は同計画の支援措置として志賀地域におけるし尿収集運搬業務を対象業務とする唯一の業者であるため。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日
平成28年度委託金額（税込）	26,085,000円

【概要】

市は下水道未整備の地区において、し尿収集運搬業務を実施している。

志賀地区の同業務については、志賀地域における下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等合理化に関する特別措置法に基づく大津市志賀地域合理化事業計画を策定し、同計画の支援措置として志賀地域におけるし尿収集運搬業務を対象業務とする唯一の業者である株式会社日映志賀に随意契約で業務を委託している。

【結果及び意見】

該当事項なし

④南部及び北部衛生プラント運転管理業務

所管課名	衛生プラント
委託名称	南部及び北部衛生プラント運転管理業務
委託先	有限会社滋賀総業
委託内容	南部、北部衛生プラント運転管理
契約方法	指名競争入札
当該契約方法とした理由	—
随意契約の場合は根拠条文	—
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 (業務執行状況が良好な場合には、原則として 2 回まで契約を更新できる)
平成 28 年度委託金額（税込）	101,520,000 円

【概要】

市では、し尿等の処理のため南部、北部衛生プラントを運営している。当該施設の運転管理について、生活環境及び公衆衛生の向上維持を図り、し尿及び浄化槽汚泥を衛生的かつ適正に処理するため、指名競争入札によって委託している。

【結果及び意見】

該当事項なし

(8) 未来まちづくり部

①堅田駅西口広場デザイン業務

所管課名	堅田駅西口土地区画整理事務所
委託名称	堅田駅西口土地区画整理事業 堅田駅西口広場デザイン業務
委託先	学校法人京都成安学園
委託内容	堅田駅西口広場デザイン業務
契約方法	特名随意契約
当該契約方法とした理由	地域の要望に応え、地域らしさを取り入れた広場にするため、近江学研究所を設立して地域の実情に精通し、空間デザインを専門とする成安造形大学を委託先として選定した。 成安造形大学は、県内唯一の芸術大学として、これまで市との連携事業実績が豊富であり、また、市としても大津市総合計画に掲げる重要施策である「大学を生かしたまちづくり」に沿うものである。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約期間	平成28年10月31日～平成29年2月28日
平成28年度委託金額(税込)	9,577,062円

【概要】

平成31年度に事業完了予定の堅田駅西口土地区画整理事業において、堅田駅西口広場の再整備が必要であり、地域の要望に応え、地域らしさを取り入れた広場にするために、地域の実情に精通し、空間デザインを専門とする成安造形大学に堅田駅西口広場のデザイン業務を委託している。

地域住民に対するアンケート結果を踏まえてデザイン案を確定し、最終成果物は地域の同意を得られたものとなっている。

平成30年度中の供用開始を目指して、整備工事が実施される。

【結果及び意見】

該当事項なし

②伊香立公園管理運営業務

所管課名	公園緑地課
委託名称	伊香立公園管理運営業務
委託先	伊香立公園管理委員会
委託内容	伊香立公園における、 ①管理運営業務（運動施設の受付・貸出補助業務等） ②芝生グラウンド管理業務 ③便所清掃業務 ④除草業務 ⑤清掃業務
契約方法	特名随意契約
当該契約方法とした理由	同委員会は、伊香立公園の開設以来今日まで維持管理を行っており、その管理実績は良好でありノウハウの蓄積もある。 また、一般廃棄物処理施設（北部クリーンセンター）の操業延長に関する覚書にも地元雇用への配慮が記載されていることから、特名随意契約とするものである。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日
平成28年度委託金額（税込）	15,660,000円

【概要】

伊香立公園は市内北部の拠点公園の一つであり、当該公園施設のうち、グラウンド、テニスコート、多目的広場、芝生広場、グラウンドゴルフコースを除いた区域の除草、園内・便所清掃、芝生グラウンドの芝刈り・施肥等の管理業務の他、市の嘱託職員が実施する有料運動施設等の受付・貸出業務の補助業務を伊香立公園管理委員会に委託している。

伊香立公園管理委員会は、地元に根ざした活動で地域社会に貢献することを目的に組織された地元住民による団体であり、平成26年度より市から当該業務を受託している。

なお、平成25年度以前は、他の事業者が受託者もしくは指定管理者として他の都市公園と併せて伊香立公園の維持管理業務を行っており、伊香立公園

管理委員会は再委託先として、伊香立公園の開設以来、同公園の維持管理に従事しているとのことである。

【結果及び意見】

(ア) 隨意契約理由の明確化について（意見）

市は随意契約理由の一つとして、「伊香立公園の開設以来、今まで同公園の維持管理は伊香立公園管理委員会が主に行っている。その管理実績は良好であり、また、ノウハウの蓄積もある。これらのことから、平成28年度も引き続き伊香立公園管理委員会に業務委託することが最適と考えられる」ことを挙げているが、長年当該業務に従事し、かつ管理実績も良好であることを以って「性質又は目的が競争入札に適しない」（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）とまで言うことはできず、随意契約理由としては不十分である。

上記随意契約理由とは別に、「伊香立に建設した一般廃棄物処理施設の操業延長に関する覚書に伊香立公園の施設の管理事業における地元住民の雇用への配慮という項目があるが、こうした事項についても寄与することができる」ことを挙げている。

しかし、所管課である公園緑地課は、本来市内都市公園の維持管理の有効性や効率性、施設利用者の便宜などを考慮して、受託者を選定すべき立場であり、地元住民の雇用への配慮の必要があるとしても、明確な随意契約理由を示した上で事業を実施すべきである。

(イ) 業務仕様書に従った報告書の提出について（結果）

「伊香立公園管理運営業務仕様書」及び「実施表」において、便所清掃業務の日常清掃（毎回行なう清掃作業）は、毎週月曜日（毎月4回から5回）に実施することが規定されている。

また、同仕様書において、毎月提出する報告書には当該月に係る実施回数全てについて、1箇所1回につき、それぞれ実施前、実施中、実施後の3枚の写真を添付することが規定されている。

しかし、平成28年度の毎月の便所清掃業務について、月初めの日常清掃に係る作業写真は受託者より提出されているものの、2回目以降の写真は提出されておらず、市も受託者に対して提出を求めていなかった。

作業写真は毎月の業務の完了を確認する重要な書類であり、毎月の委託料の支払いの根拠にもなることから、受託者に対し、仕様書に従った作業写真の提出を求めることが必要である。

③平成 28 年度明日都浜大津周辺清掃業務

所管課名	道路・河川管理課
委託名称	平成 28 年度明日都浜大津周辺清掃業務
委託先	浜大津都市開発株式会社
委託内容	浜大津総合ターミナル及び明日都浜大津周辺の日常・定期清掃
契約方法	随意契約
当該契約方法とした理由	浜大津都市開発株式会社は、委託業務区域に隣接する明日都浜大津内に事務所があることから、現場での対応も容易で、緊急の際にも迅速な対応が可能であることに加え、今回の業務対象の大半を占める明日都浜大津内の通路は同一の通路を市道と明日都浜大津で区分しており、明日都浜大津の清掃業務を行っている同社に委託をして一体的に管理することにより、合理的かつ効率よく業務を遂行できるため。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
平成 28 年度委託金額（税込）	1,332,720 円

【概要】

湖岸エリアの中核拠点施設である明日都浜大津に隣接するエリア（市道中 2317 号線の一部、タクシーターミナル、市道中 3301 号線の一部）が市有地であり、当該エリアの清掃を委託している。

清掃業務には、毎日実施される日常清掃業務と年に 2 回実施される定期清掃業務がある。日常清掃業務の中にも、除塵・拾い掃きやエレベーターの手摺拭き、壁・扉・操作盤清拭き及び扉溝除塵など必ず毎日実施される通常実施業務と床の部分水拭きや床の付着物処理、手摺り拭きなど適時に実施される業務とがある。定期清掃業務は、エレベーターの床面の表面洗浄、ワックス塗布である。

【結果及び意見】

(ア) 契約方法について（意見）

明日都浜大津周辺清掃業務委託契約は、清掃回数や巡回業務の見直し、業務範囲の変更等は行われているものの、平成9年度から平成28年度までの19年という長年の間、同一の業者と随意契約の方法により契約されている。また、その間、他社から見積書の徴取も行われていない。

随意契約としている理由は上記「当該契約方法とした理由」に記載したとおりであるが、業務内容は通常の施設清掃業務であり、他の清掃業者によつても実施可能であると考えられる。

競争原理の観点から、競争入札を実施することが必要である。

(イ) 長期継続契約の検討について（意見）

明日都浜大津周辺清掃業務委託契約は、19年間同一の業者と随意契約の方法により契約がなされているが、毎年単年度契約となっている。随意契約としている理由は明日都浜大津を浜大津都市開発株式会社が管理している限りにおいては変化せず、また、上記「(ア) 契約方法について（意見）」で述べたような他社見積りをした結果でも浜大津都市開発株式会社の方が良いという場合には、長期継続契約とすることも考えられる。

長期継続契約できる業務は、「大津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」及び「大津市契約規則」により限定されているが、清掃業務は長期継続契約が認められている。

○大津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約のうち、規則で定めるものとする。

- (1) 物品を借り入れる契約のうち、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 役務の提供を受ける契約のうち、施設の管理業務その他の年間を通じて継続的に役務の提供を受ける必要がある業務に係るもの

○大津市契約規則

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 21 条の 2 大津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(平成 18 年条例第 5 号) 第 2 条に規定する規則で定める契約は、第 1 号から第 10 号までに掲げる物品を借り入れる契約及び第 11 号から第 38 号までに掲げる役務の提供を受ける契約とする。

(12) 施設の清掃又は警備に関する業務

毎年度随意契約をする場合、契約手続に時間と手間がかかり、それなりの
人件費がかかる。また、単年度契約よりも長期継続契約の方が、全体的に契
約金額が低くなる可能性もある。

長期継続契約を実施することについて今まで協議や議論はしていないとの
ことなので、長期継続契約の要否について、一度議論されたい。

(9) 議会局

①平成 28 年度会議録データ加工業務

所管課名	議事調査課
委託名称	平成 28 年度会議録データ加工業務
委託先	株式会社フューチャーイン 関西支店
委託内容	会議録検索システムの会議録データ整理・加工
契約方法	随意契約
当該契約方法とした理由	株式会社フューチャーイン関西支店は、平成 15 年度に既存システムのバージョンアップ並びに新ソフトによる庁内 LAN 及びインターネット公開のためのシステム更新の受託者であり、当該システムソフトウェアの知的財産権を有している。 今年度においては、現行の当該システムを継続使用するものであり、当該システムによる会議録データの整理・加工について、同社以外で実施することはできなかったため、同社と随意契約を行うものである。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
平成 28 年度委託金額（税込）	831,514 円

【概要】

会議録検索システムの会議録データ整理・加工業務について、当該システムソフトウェアの知的財産権を有する株式会社フューチャーイン関西支店に委託するものである。

【結果及び意見】

該当事項なし

(10) 消防局

①救急救命士への大津赤十字病院所属医師の指示に伴う委託

所管課名	消防総務課
委託名称	救急救命士への大津赤十字病院所属医師の指示に伴う委託
委託先	大津赤十字病院
委託内容	救急救命士が特定行為を行うときに医師の指示が必要なため、指示を委託するもの
契約方法	随意契約
当該契約方法とした理由	メディカルコントロール協議会で定められた病院で指示をもらう規定となっており、競争入札に適しないため。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日
平成28年度委託金額(税込)	1,090,000円

【概要】

大津市に所属する救急救命士が、関係省庁の通達及び救急救命士標準テキストに基づく医師の具体的な指示による救急救命処置を実施するため、医師による指示の提供を委託するものである。

【結果及び意見】

該当事項なし

(11) 教育委員会

①学校用務員業務

所管課名	教育総務課
委託名称	学校用務員業務
委託先	株式会社リンレイサービス
委託内容	市内 2 幼稚園、8 小学校（うち 1 校は中学校を含む）、1 中学校における ①環境整備業務（清掃、見回り作業等） ②施設維持・修繕業務 ③校務・庶務的業務 ④幼稚園・学校災害対策業務 ⑤休業期間中の代替業務（1 小学校のみ）
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
当該契約方法とした理由	学校用務員業務については、民間の建築物総合管理のノウハウを活用して良好な教育環境を確保するとともに、労働関係の法令等を遵守し、本業務を遂行できる業者の選定を行うため、公募型プロポーザル方式により、最も優れた企画提案を行った事業者と契約を締結するため。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 （業務執行状況が良好な場合には、原則として 2 回まで契約を更新できる）
平成 28 年度委託金額（税込）	24,671,676 円 （内訳 幼稚園：4,579,326 円、小学校：17,884,707 円 中学校：2,207,643 円）

【概要】

旧志賀町域の小中学校で委託されていた学校用務員業務を平成18年3月の合併後も継続するとともに、職員の退職等に伴う人材確保の手段として旧志賀町域以外の学校においても委託化を推進しており、平成28年度には11校園が当該委託契約の対象となっている。

校園別の委託料日額は以下のとおりであり、委託料はこれに業務日数を乗じて算出されている。

履行場所	日額（税込）
青山幼稚園、比叡平小学校、上田上小学校	9,722 円
志賀南幼稚園、小野小学校、伊香立小学校、葛川小中学校	9,237 円
小松小学校、木戸小学校、和邇小学校、志賀中学校	9,237 円

平成29年度には更に1校が追加されており、今後職員の大量退職等により、委託用務員配置校が増加することが見込まれている。

また、平成27年度までは指名競争入札により受託者を選定していたが、民間の建築物総合管理のノウハウ等を活用することにより良好な教育環境を確保するため、平成28年度から公募型プロポーザル方式により受託者を選定している。

【結果及び意見】

該当事項なし

②大津市学校給食業務《北部調理場》

所管課名	学校給食課
委託名称	学校給食業務（北部調理場）
委託先	株式会社滋賀給食
委託内容	市内北部 16 小学校を対象に、 ①副食の調理 ②配缶及び配送 ③食品残渣等の回収及び処理 ④食器・食缶等の回収、洗浄、消毒及び保管 ⑤施設及び調理機器等の維持管理 ⑥その他各学期終了後の業務、日々の清掃業務等
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
当該契約方法とした理由	安全、安心でおいしい給食を提供する上で、衛生管理や調理等に関して高い専門性や実務能力を有する民間事業者を選定する必要があるため、5年ごとに公募型のプロポーザル方式により業者選定を行っている。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 (業務期間：平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日)
平成 28 年度委託金額（税込）	146,515,631 円

【概要】

市の学校給食は単独調理場を有する葛川小・中学校、志賀中学校を除き、北部、南部、東部区域に共同調理場を設置し、各区域内の小学校で完全給食を実施している。

共同調理場の運営その他学校給食の実施に必要な業務（上表「委託内容」参照）は、各区域単位で民間委託されている。

北部区域は昭和51年に共同調理場を開設して以降、株式会社滋賀給食が受託者となっている。

【結果及び意見】

(ア) 委託契約金額の算定について（意見）

平成28年度以降の業務については、新たに公募型プロポーザル方式による業者選定を行っている。

「公募型プロポーザル実施要領」において、委託料上限額を定めており、参加する事業者は委託料上限額を限度として、見積書を提出することになっている。

市では、委託料上限額の算定時点と契約時点（平成28年4月1日）が異なることから、委託契約の締結に際して、あらためて業務費用の積算を行い、以下の調整計算を行った上で契約額を算定している。

■ 調整率

$$= \text{見積額 } 147,420,000 \text{ 円} / \text{委託料上限額 } 155,000,000 \text{ 円} = 0.9511$$

■ 契約額

$$= \text{契約時点の積算額 } 154,048,608 \text{ 円} \times \text{調整率 } 0.9511 = 146,515,631 \text{ 円}$$

■ 契約額と見積額の差 904,369 円（見積額からの減額）

しかし、平成28年度の契約額について上記調整計算を行うことは実施要領等において明記されていない。

受託者に不測の損害を被らせることがないように、実施要領等に明記し、周知を図るべきである。

なお、平成29年度以降の委託料については、当該年度の積算額に調整率を乗じた額を当該年度の委託料とすることが、実施要領において明記されている。

(イ) 契約更新について（意見）

「公募型プロポーザル実施要領」において、業務期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日の5年間とすること、委託契約については、毎年度ごとの契約とすることが記載されている。

一方で、委託契約書には、契約期間中の解除の定めがあるものの、契約の更新に関する定めがなく、仮に契約の更新を避けるべき事情（例えば受託者

の業務品質、財政状態の悪化等、市の政策変更や予算上の問題等)が発生した場合の契約上の手当がされていない。

北部共同調理場に限らず、学校給食業務委託は3年から5年の業務期間により行われているため、委託契約書には契約更新に係る必要な定めを設けるべきである。

第5. 総括意見

本年度の包括外部監査は、自治体の事務事業について、効果的・効率的な執行や市民サービスの向上を目指して進めている民間「委託」、更に公の施設管理について、民間の創意工夫の活用を目指した「指定管理」を監査対象とした。

監査に当たっては、市が積極的に指定管理者制度導入に取り組んでいる状況を勘案し、「指定管理」を中心に進めた。

1. 指定管理

指定管理については、施設の設置目的の下、主に指定管理者による指定管理業務の履行状況を市が適切にモニタリングし、必要な指導・助言を行っているかを監査した。

監査の結果、特に留意すべき事項として以下の4点を挙げることができる。

(1) 指定管理者の自主事業に対する市の不適切な統制事例

自主事業については、公の施設における指定管理業務の実施を妨げない範囲において認められるものであり、指定管理者が公の施設の設置目的を離れ、事業者自身の利益のみを追求することを防止するために、ガイドライン、協定書等において、事前に指定管理者は市へ自主事業計画書を提出し、市が計画内容を吟味した上で承認することを求めている。

複数の指定管理施設において、自主事業計画書の提出や市の承認なく、自動販売機の設置等の自主事業を実施していた。

事業者に参入を促すインセンティブとして自主事業は重要な要素となるが、一方で乱用を防止し、指定管理業務の適切な履行を担保するためにも、自主事業に対する事前統制は重要である。

(2) 指定管理者に対する市のモニタリング機能が不十分な事例

利用者が一定の関係者のみで、一般の利用者がいないという特殊性も影響し、備品台帳を整備せず、月次の指定管理報告書及び施設管理日誌の記載内容も明らかに形式的な内容となっている事例が見受けられた。

本来ならば、市によるモニタリング機能の発揮が求められる局面であるが、モニタリングに対する市の認識が不十分であったことにより、その機能が発揮されていなかつた。

公の施設の適正管理の観点から、今後、モニタリング機能のより一層の発揮が求められる。

(3) 料金徴収等に関して条例、規則が規定する内容と実態が乖離した事例

条例に規定する施設の利用料金は、一般の市民が利用することを前提にしているが、指定管理者のみを利用者とみなして、利用料金を徴収するという運用が行われていた。

また、市民等が利用する会議室等を有する指定管理施設においては、規則上、駐車場の管理運営に当たる者が利用者の駐車料金を免除することになっているが、駐車料金免除の対象施設の指定管理者が当該対象施設の利用者の駐車料金を負担するという運用を行っている。

利用料金の徴収、免除に当たっては、条例や規則に則り、適切な事務の執行を図られたい。

(4) 人件費その他の経費の費用按分及び共通費の配分が不明瞭、又は不適切な事例

指定管理者の指定管理業務とは関連のない法人、団体としての業務と指定管理業務の費用按分、もしくは指定管理業務における指定管理事業と自主事業の費用按分が事業の実態を適切に表していない事例が見受けられた。

また、指定管理業務で直接発生した費用以外の費用（指定管理者の本社等で発生する共通費）の指定管理業務への配分が不明瞭、又は不適切な事例が見受けられた。

上記費用按分及び共通費の配分結果が、次回の指定管理者選定時の指定管理料に影響を与えることもあり、また指定管理者に指定管理業務（自主事業を含）で生じた剰余金等の一定割合を納付させる場合には、納付金額にも影響するため、市は人件費その他の経費の費用按分及び共通費の配分の合理性を検証し、不明瞭又は不適切と判断する場合には、適切に指導し、是正を求める必要がある。

2. 委託

委託に関しては、役務提供契約やシステム保守関係の契約を中心に監査を行った。

監査の結果、特に留意すべき事項として以下の3点を挙げることができる。

(1) 委託先及び再委託先の個人情報取扱特記事項及び誓約書徵取の徹底

委託は、職員の業務をより効果的、効率的に実施するために、民間事業者等の経験やノウハウを活用し、業務の実施を委ねるために取り入れられた手法である。

個人情報の取扱については、職員が業務を実施する場合と同様、委託先及び再委託先にも同等のルールの順守を求める必要がある。

個人情報を取り扱う複数の委託業務において、市と委託先、もしくは委託先と再委託先との間で、個人情報取扱特記事項が取り交わされていなかった。

また、システムサポートに係る業務委託では、誓約書も徵取していない事例が見受けられた。

委託業務における個人情報の取扱を徹底する必要がある。

(2) 大津市情報セキュリティポリシーの運用の徹底

大津市情報セキュリティポリシーは、必要に応じて委託先及び再委託先にも順守を求める必要があるが、個人情報保護に関する誓約書すら徵取できていない事例も見受けられる状況であり、情報セキュリティ事故が発生した場合の影響を再認識し、所管課が主体となって、大津市情報セキュリティポリシーの運用の徹底を図る必要がある。

(3) ライフサイクルコストを意識した調達

システムサポートに係る業務委託については、システムサポートできる業者がシステム導入した業者のみであるという理由で、当該業者と長期にわたり随意契約を締結している。このような点に鑑み、後日サポート契約を締結することになるシステム調達については、経済性の観点から、サポート契約も含め、ライフサイクルコストを意識した調達方法を検討すべきである。

以上、指定管理及び委託業務において、特に留意すべき事項として挙げた事項は、限られた契約サンプルから検出された事項であり、当該契約に限定され

た事項とはせず、同種業務では同様の改善事項があることを意識して、各業務の適正運用を図られることを強く望むものである。

以 上